

医療制度改革関連法成立

10月から

出産費・埋葬料の定額化

出産費・埋葬料

区分	現行		平成18年10月から
	算式	最低保障額	
出産費	給料月額×1.25	30万円	35万円
家族出産費	給料月額×1.25×70/100	10万円	5万円
埋葬料	給料月額×1.25		
家族埋葬料	給料月額×1.25×70/100		

(注) 1 現行の算式中の「1.25」については、特別職の場合は1.00になります。

2 平成18年10月からの支給額については、後日、政令で表のとおり定められる予定です。

平成26年度までの間における65歳未満の退職者が65歳に達するまでの間、経過的に現行の退職者医療制度が存続されます。

7 現行の退職者医療制度の存続 (経過措置)

現行の老人保健制度は廃止され、75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度と65～74歳を対象とする前期高齢者医療制度に再編されます。

6 新たな高齢者医療制度の創設

現行の老人保健制度は廃止され、75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度と65～74歳を対象とする前期高齢者医療制度に再編されます。

4 出産費・埋葬料の定額化

給料月額に基づいて給付されていました出産費・埋葬料が、次のように定額支給になります。

5 傷病手当金・出産手当金の見直し

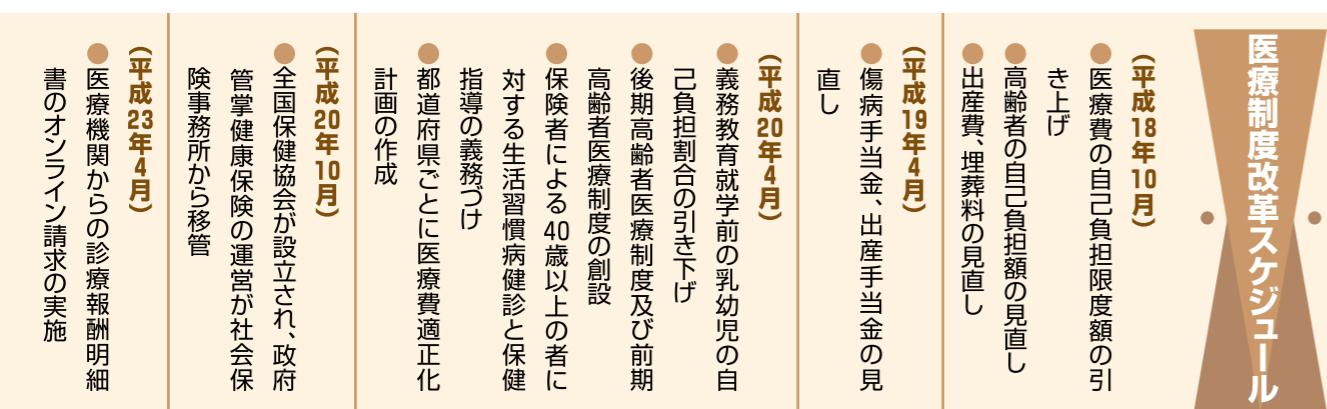
(1) 給料日額の8割相当額とされたいた給付日額が、給料日額の3分の2相当額に変わります。

(2) 支給対象から、任意継続組合員が除かれます。

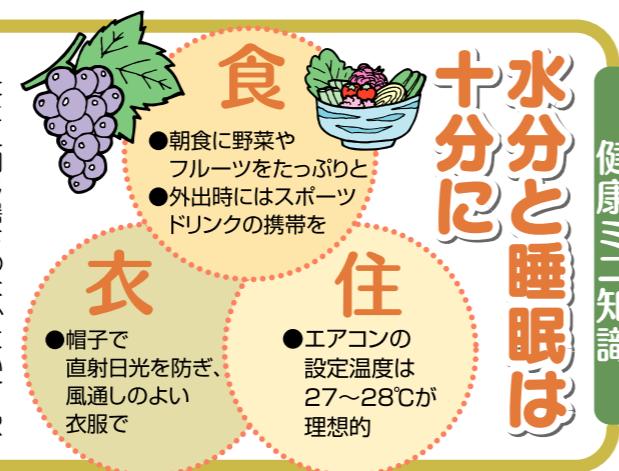
(3) 資格喪失後の出産手当金は廃止されます。

医療制度改革スケジュール

- 傷病手当金、出産手当金の見直し (平成19年4月)
- 高齢者の自己負担限度額の引き上げ (平成18年10月)
- 出産費・埋葬料の見直し (平成20年4月)
- 傷病手当金、出産手当金の見直し (平成20年4月)
- 高齢者医療制度及び前期高齢者医療制度の創設 (平成20年10月)
- 義務教育就学前の乳幼児の自己負担割合の引き下げ (平成21年4月)
- 後期高齢者医療制度及び前期高齢者医療制度の創設 (平成22年4月)
- 保険者による40歳以上の者に対する生活習慣病健診と保健指導の義務づけ (平成23年4月)
- 都道府県ごとに医療費適正化計画の作成 (平成23年10月)
- 全国保健協会が設立され、政府管掌健康保険の運営が社会保険事務所から移管 (平成24年10月)
- 医療機関からの診療報酬明細書のオンライン請求の実施 (平成25年4月)



熱中症は気温が30度を超えると激増するというデータも出ています。天気予報で猛暑が予想される日は、よりいつもの注意を。



患者の自己負担

区分	現行	平成18年10月から	平成20年4月から
75歳以上	現役並み所得者	2割	3割
	一般	1割	
70歳～74歳	現役並み所得者	2割	3割
	一般	1割	2割
小学生～69歳		3割	
0歳～未就学児童	3歳以上	3割	2割
	3歳未満	2割	

(平成18年10月・20年4月)
患者の自己負担が次のように変わります。

高齢者の自己負担増や新たな高齢者医療制度の創設などを柱とする医療制度改革関連法が6月14日の参議院本会議で可決、成立しました。これに伴い、地方公務員等共済組合法の一部等が改正され、短期給付等が次のように変わります。

院本会議で可決、成立しました。これに伴い、地方公務員等共済組合法の一部等が改正され、短期給付等が次のように変わります。

区分	70歳以上の食費・居住費の負担増	平成18年10月
----	------------------	----------

高齢療養費の算定の基礎となる医療費の自己負担限度額が、下表のように引き上げられます。



医療費の自己負担限度額

区分	現行		平成18年10月から	
	世帯全体	外(個人ごと)	世帯全体	外(個人ごと)
70歳以上	現役並み所得者	72,300円+(医療費)×1% <40,200円>	40,200円	80,100円+(医療費)×1% <44,400円>
	一般	40,200円	12,000円	44,400円
	低所得者 II	24,600円	8,000円	24,600円
	低所得者 I	15,000円		15,000円
70歳未満	上位所得者	139,800円+(医療費)×1% <77,700円>		150,000円+(医療費)×1% <83,400円>
	一般	72,300円+(医療費)×1% <40,200円>		80,100円+(医療費)×1% <44,400円>
	低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 <24,600円>		35,400円 <24,600円>

(注) 1 現役並み所得者とは、夫婦世帯で年収が520万円以上、単身者世帯で383万円以上の場合をいいます。
2 低所得者 IIとは、住民税非課税者です。
3 低所得者 Iとは、住民税非課税者のうち、年金が65万円(平成18年10月から80万円)以下の場合をいいます。
4 上位所得者は、給料月額448,000円(特別職56万円)以上の場合をいいます。
5 (医療費)は、総医療費から定額を控除した額です。
6 <>は、12カ月間に3回以上高額療養費に該当している場合の限度額です。